

太陽電池発電設備の保安規制変更に伴う事前確認について

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）の一部を改正する案のうちで、弊社架台に関わる下記部分についてご回答いたします。

Ⅱ - 1. 使用前自己確認の方法

3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備

A. 太陽光発電所

(4) 部材強度の確認

(b) 判定基準

- ①全ての部材の形状、断面性能および許容応力度が示されていること。
- ②部材の許容応力度は、ボルト孔による断面欠損、有効断面積、座屈による低減などが考慮されていること。
- ③各種設計荷重に対する各部材の応力が示されていること。
- ④各部材の検定比（＝応力／許容応力度）が1以下であること。

弊社対応：案件ごとに作成する個別強度計算書（有償）の提供となります。

個別強度計算書については諸条件が必要となります。下記 URL をご参照ください。

(<https://www.swallow-k.co.jp/catalog/data/i11/catalog.pdf>)

(6) 接合部構造の確認

(b) 判定基準

- ①全ての接合部についての仕様（形状や締結材の仕様等）が示されていること。
- ②接合部に作用する応力が示されていること。
- ③部材間の摩擦によって接合される接合部（単管クランプ、スロット接合等）については、部材間の摩擦力が適切に評価されていること。
- ④押さえ金具は、荷重作用時の部材の変形を考慮した十分な掛かりしろが確保されていること。
- ⑤接合強度のばらつきが想定される場合には、そのばらつきを考慮した強度の低減を行っていること。
- ⑥②に示された応力に対して接合部の外れ、ずれ、大きい変形の発生がなく、接合強度が上回っていること。

弊社対応：金具単体の強度試験データ・架台組図の提供となります。

製品データは下記ダウンロードページから取得可能です。ダウンロードには ID・パスワードが必要になりますので、ホームページよりお申し込みください。掲載がないものについてはお手数ですが都度担当営業へお問い合わせください。

(<https://www.swallow-k.co.jp/download/index.html?cat1=6#listtop>)

使用前自己確認実施において、使用部材が JIS 基準を満たしている事。

弊社対応：弊社設置基準書表紙最下段に「本設置基準書は、『JIS C 8955 : 2017』に対応しております。」と記載し、JIS 規格に準拠している旨明記しております。

※追加情報は随時更新いたします。

(2023/04/05)